

附録 2

労働安全衛生法の適用（適用除外）

2016.3 レーバー・スタンダード研究所

1 労働安全衛生法の適用（適用除外）

労働安全衛生法は、同居の親族のみを使用する事業で働く者及び家事使用人（法第 2 条第 2 項）及び船員法の適用を受ける船員（法第 115 条第 2 項）には適用されない。

国家公務員については、現業職員と非現業職員によって適用関係が異なる。

まず、非現業の一般職に属する国家公務員については、労働安全衛生法は適用されていない。（国公法附則 16 条）（※1）しかし、国有林野事業及び特定独立行政法人に勤務する一般職に属する国家公務員については、国公法附則 16 条が適用されない（特定独立行政法人等関係法第 37 条 1 号）結果、労働安全衛生法の適用がある。

また、国会職員、裁判所職員、防衛庁職員（自衛官を含む）については、それぞれの関係法に基づいて、労働安全衛生法が適用除外されている。

なお国が派遣労働者を受入れている場合においては、当該派遣労働者に関して、国に対して労働安全衛生法が適用される。（※2）

地方公務員のうち現業従事の職員には、労働安全衛生法は全面適用される。（地公法 58 条 2 項、3 項）また、非現業の地方公務員にも一部を

附録2 労働安全衛生法の適用（適用除外）

除き適用があるが、労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行う。（地公法 58 条 5 項）

鉱山については、労働安全衛生法の規定中、安全関係は適用されず、通気及び災害時の救護を除く衛生関係の規定のみが適用されている。

(※3)

- ※1 国有林野事業及び特定独立行政法人に勤務する一般職に属する国家公務員を除いた非現業の一般職に属する国家公務員については、労働安全衛生法は適用されない。（国公法附則 16 条）
- ※2 「派遣先が、国である場合においても、当該国に労働者派遣されている労働者に関しては、（派遣法 44 条、45 条等に定める）特例等の適用があり、したがって、当該国に対して特例等による労働基準法、労働安全衛生法等の適用がある。」（S61. 6. 6 基発第 333 号）
- ※3 「この法律（第二章の規定を除く）は、鉱山における保安については適用しない。」（法第 115 条第 1 項）